

総合研究

教育と法

教育と法
研究会

第25回 事実と異なるいじめ報告の責任

星野 豊 (筑波大学准教授)

生徒の保護者から学校が苦情や申し入れを受けた際、誠実に対応すべきこと、また、解決を要する問題に対処すべきことは、原則論として当然である。しかしながら、具体的な苦情や申し入れに対して、果たしてどのような対応が「誠実」であるのか、また、どのような対処が問題を「解決」させることとなるのかは、必ずしも単純でない場合が少なくない。本稿では、生徒が学校内で負傷したことに對し、保護者がいじめによる被害であると申し入れてきたことへの対応が争われた、札幌高等裁判所平成19年11

月9日判決・平成18年(ネ)362号事件を取り上げ、かかる苦情や申し入れに対する学校の対応のあり方を考えてみる。

1 事実関係

原告X1は、被告地方自治体Yの設置管理するA中学校に在籍している生徒であり、原告X2は、X1の保護者である。

X1は、A中学校において、同級生であったBおよびCから暴行を受け、左眼窩底骨折の傷

害を負った(以下、「本件傷害事件」という)。X1およびX2は、本件傷害事件は、BおよびCを含む同級生からの係属のないいじめの一環として発生したものであると主張して、A中学校に對し、事態の調査と誠実な対応を繰り返し求めた。X1の担任であったD教諭は、X1に関する小学校からの申し送り事項や、本件傷害事件が発生するまでのX1および周囲の生徒の行動から、本件傷害事件はいじめを原因とするものではなく、偶発的な事故であるとの認識を持っていたが、A中学校は、X2の抗議や要請が度重なり、授業中であるD教諭を廊下に呼び出して大声で難詰するなどの行動が続いたことから、X1らに謝罪に赴いた際、「今後に向けて」と題する次の内容の文書(甲23号証。以下、「本件文書」という)を、X1らに交付した。

「1 いじめの実態やけがに至った事実関係を明確にし、該当生徒への指導と保護者への協力要請をするとともに、謝罪と情報交換の機会を設け、再発防止に務めます。」

「2 再発防止の観点から学級や学年PTA、PTA運営委員会などを通して、今回の事故や

いじめの実態について知らせ、併せて保護者のみなさんへ生徒たちが生活しやすい環境づくりのために協力をお願いしていきます。」

「3 これからX1君が元気に登校できるよ、思いやりのあるあたたかい学級・学年づくりのために学活や学年集会を通していじめについて考えさせ、のぞましい集団づくりに努めていきたいと思えます。」

「4 担任中心にX1君との信頼関係回復のために連絡ノートや相談活動を継続的に進め併せてお母さんとの連絡を密にしていきたいと思えます。」

「5 入院加療中の学習内容については、学級の生徒による授業ノートづくりを進め、X1君が後で活用できるようにしたり、X1君の実状に応じて担任や教科担任がサポートできるように努めます。」

「6 いじめの早期発見・指導のためにいじめアンケートの実施回数を増やし、迅速な集約や対応を係を中心に、学年全体で行っていきます。また、生徒への指導や支援をするための教育相談活動を日常的に進めていきます。」

「7 安心して生活できる環境づくりや生徒との信頼関係を充実させていくためにコミュニケーションシモンづくりに努めていきます。」

「8 いじめの小さな兆候を見逃さないためにも保護者のみなさんとの日常の連携協力を心がけていきたいと思えます。」

本件は、X1らが、Yが本件傷害事件の前提となるいじめの調査義務や防止義務を怠ったと主張して、X1の損害として約2200万円の国家賠償ないし損害賠償の支払を求めたほか、X2の慰謝料として550万円の支払いを求めたものである。Yは、本件傷害事件はいじめの原因とするものでなく、けんかによる偶発的な事故であるとして、X1らの主張と争った。

第一審である札幌地方裁判所平成18年11月22日判決・平成16年(ワ)2149号は、本件傷害事件はいじめによるものとは認められず、Yが本件文書をX1らに交付したとしても、いじめがあったということにはならないと判示して、X1らの請求を全て棄却した。

これに対して、X1らは控訴し、仮に前記の国家賠償等が認められない場合でも、A中学校

が、同事故はいじめにより発生したと考えて差し障りないとX1らに虚偽の説明したこと自体が、報告義務違反として独立の違法行為であるとして、国家賠償ないし損害賠償100万円の支払いを求める請求を、予備的に追加した。

なお、加害者であるBおよびCとの関係では、BらがX1らに対して150万円ないし300万円を支払い、謝罪するとの内容の和解が第一審で成立している。

2 裁判所の判断

予備的請求一部認容(5万円)。

「D教諭は、本件傷害事件がいじめの結果ではなく偶発的な事故であると考えていたにもかかわらず、『X2の振り上げた拳を下ろしてもらう』という学校関係者による事前の協議の結果に基づいて、上記訪問の際に、事故はいじめの延長線上の事故と言って差し障りがないとの趣旨の発言をしたことが認められる。そして、上記訪問の際、D教諭は、いじめの実態や本件傷害事件に至った事実関係を明確にし、再発防

止に努める事の記載された書面(甲23)まで手渡している。以上によれば、D教諭は、本件事故がいじめとは関係のない事故であるとの以前の発言を撤回し、本件傷害事件は従前からX1になされていた同級生によるいじめの一環であると認めたと解するほかなく、X1らもそのような趣旨としてD教諭の上記発言を受け止めた」と認めることができる。」そして、上記報告は、X1に対する集団的継続的な暴行等のいじめは存在せず、本件傷害事件は偶発的な事故であったとの前記認定に明らかに反しており、また、当時における学校関係者の認識も前記認定のとおりであったのであるから、虚偽報告というほかなく、かかる発言は、X1らに対する報告義務違反として、不法行為を構成する。」

「Yは、本件傷害事件がいじめに基づくと考えて学校側に対する不信感を露わにしていたX2の感情を沈静化させるため、学校側とX1らとの信頼関係を維持するためになされた発言であるから、違法性はない旨主張する」が、「かかる説明によって一時的に被害生徒や保護者の気持ち収まったとしても、学校側説明からすれば、本来学校側が防止すべきいじめによりX1が重大なけがを負ったといわざるを得なくなる以上、当然そのことを前提とする責任問題がX1らとの間で発生することが予想され、実際本件傷害事件がいじめによるものかどうかを巡って本件訴訟が提起されていること、X1らにあっては、本件傷害事件が本来あってはならないいじめにより起こったと学校側が認識していることこそが重大であったといえることからすれば、学校側としては、当時の調査結果に基づく本件傷害事件に対する認識を正確にX1ら側に伝えた上で、その認識がX1ら側と異なるならば、学校側が上記認識に至った経緯を丁寧に説明してその理解を得るよう努め、それでもX1ら側の理解が得られないようであれば、紛争解決機関に問題を委ねるといふ態度をとるべきだったのであり、上記事情が違法性を阻却する事由となり得ないことは明らかである。」

3 問題点の考察……………

本件は、生徒間で生じた事故をめぐって、保

護者から度重なる抗議や要請を受けた学校側が、事実と異なる報告を行ったことにより、不法行為責任を認定された事案である。法律学上の一般論として、事実と異なる報告を学校が保護者に対して行った場合に、報告義務違反等に基づく損害賠償の対象となることは、疑いのないところであるが、本件の場合、保護者がいじめの存在可能性を強硬に主張したことに對し、事態を鎮静化させる意図をもって、保護者の主張に沿う報告を行ったものであるため、広い意味での「事件の解決」という観点からすると、やや議論が紛れる余地がないではない。

法律上、民事裁判は、刑事裁判と異なり、当事者に争いがある部分についてのみ、裁判所の判断が下されることとなっているため、刑事裁判で明記されているような「当該事件に関する真実の発見」は、理論上の目的とはされていない。しかしながら、民事裁判であっても、当事者間で争いのある事実関係については、裁判所が証拠に基づいて判断を行う必要がある、その判断に際しては、できる限り真実に合致している認定がなされることが、当然期待されること

となる。従って、判断を行う裁判所にとっては、当事者の主張が変遷したり、認識と異なる言動を行ったりすることは、相手方当事者や裁判所を混乱させ、社会的に要請される「真実の発見」が妨げられることを意味するわけであり、裁判所がこれに対して厳しい態度をもって臨むことは、ごく自然なことと考えられる。

また、これまでの日本の裁判所は、ごく一部の時期におけるごく一部の事件を除いて、法廷内における秩序維持が極めて厳正に行われており、かつ、近年に到るまで、裁判所によって下される判断に対して、物理的に抵抗したり命令を無視するという事態がほとんど生じてこなかったということが出来る。従って、裁判所の目から見れば、当事者間で解決困難な紛争については、裁判所その他の紛争解決機関に委ねるべきであり、事態の鎮静化を図る目的で事実と異なる報告を行い、相手方の主張に迎合するなどということは、本来行つてはならない典型的な行動というほかない。

以上のことからすると、本件においてA中学校が本件文書をX1らに交付し、自己の認識と

異なるX2の主張に沿った報告を行つたにもかかわらず、裁判の場でいじめの事実自体を争つたことは、裁判所からの厳しい評価を免れないものであったことは、想像に難くないところである。

しかしながら、以上の分析はあくまで、事件について可能な限り真実を発見し、法律上公正な判断を行うことを使命とする、裁判所の立場から検討を加えたものである。これに対して、本件の当事者である学校、生徒、保護者にとつて、「事件の解決」とは果たしてどのようなことを意味しているか、あるいは意味すべきであるかについては、裁判上の事実認定や法律判断とはかなり異なる側面をも考慮しなければならぬであろう。実際、裁判は、当事者間における信頼関係がほぼ完全に損なわれた状態で提起され、各当事者が相手方と完全に利害が対立することを前提として行われるものであり、かつ、事後の信頼関係の回復に関しては、裁判それ自体は何の機能をも持たないものである。従つて、関係者間の信頼関係を基盤とし、相互的人格的な部分についてまで含めた総合的な判断を

行い、かつ、将来にわたつて事実上永続的な関係を形成することを目的とした学校教育とは、前提とする世界観が相当異なるわけであり、A中学校が本件傷害事件に関して、X2との信頼関係が失われることを防ぐために、X2の主張に沿った報告を試みたこと自体が問題であるとは、断言できない部分がないではない。

そうすると、本件において、A中学校としては、裁判所のいう「自己の認識を丁寧に説明して相手方の理解を求め、解決不可能となった場合に紛争解決機関に委ねる」こと以外に、果たしてどのような対応を行う余地があったかが問題となる。少なくとも、X1が学校内で相当の重傷を負っている以上、事実関係の確認と背景や原因の究明は、かなり厳格に行われる必要がある。その際、いじめが背景として存在しているか否かは、同種の事件が再発する可能性がどこまで大きいかに関係上直結するものであるから、X2の主張や論拠に対しても、慎重に検証する必要があることも明らかである。

問題は、本件で裁判所により認定されたように「背景にいじめの事実はなかった」との認識

に学校が達した場合、その認識をどのように保護者に対して伝えるべきかであり、裁判所によれば事態を鎮静化させる努力よりも、自己の立場を明確かつ丁寧に伝えて相手方の理解を求め、とのことであるが、そのような対応が、相手方保護者から見て、学校が責任を免れるために不誠実な態度に終始しているとの印象を持ちかねないことにも、十分注意しなければならぬ。また、事故や事件について関係者が求められているのは、過去における事実関係の解明のみならず、将来における事態の再発防止も含まれるものと言えるから、いじめの事実が仮に背景として存在しなかったとの認識に達したとしても、今後におけるいじめ対策等の措置や良好な教育環境の形成は、改めて検討の上、実行に移す必要があるわけである。

このような観点から本件文書を改めて検討し直してみると、本件文書は、本件傷害事件の原因等について、若干示唆的な文言が含まれているものの、全体の論調としては、本件傷害事件の被害者であるX1に対する学業上、心理上双方に関する学校としての体制確保のほか、今後

におけるいじめ対策と良好な教育環境形成のための努力目標とが書かれているものと考えて差し支えない。その意味では、本件文書の交付それ自体によって、A中学校が「虚偽の報告を行った」という評価を行うことは早計であり、むしろ、本件文書の作成や交付は、X1らとの信頼関係の回復のためには、必要であったものと言うべきである。実際、法律の専門家の手による推敲を加えることによって、本件文書と同趣旨の内容に加えて、本件傷害事件はいじめを原因とするものでない、との学校側の認識を表現の中に盛り込むことは、必ずしも不可能でなかったものと思われる。

以上を要するに、本件に類似した事態が発生した際、後の責任追及の可能性を懸念して一切文書による回答を行わないことは、事態の解決のためには完全に逆効果であり、むしろ、本件文書の論調と同様、「今後に向けて」という観点からの学校としての認識と対応目標とを明示することは、関係者間の信頼回復のためには、必要であるものと考えられる。また、原因や背景がどのようなものであれ、X1が被害を受けた

ことに対する賠償や補償は法律上必ず行われるべきである以上、かかる金銭的な問題点については、原則として保険等の制度に委ね、学校として本来検討すべきところの、今後の体制や環境形成の問題と切り離して対応することも、事態の合理的な解決として有益である可能性が高いように思われる。

なお、本件のような事態が生じた場合、保護者の対する学校としての対応窓口をどのようにすべきかも、検討を要する問題である。本件の場合、学級内で傷害事件が発生した関係で、担任であるD教諭が、事態の解決に際して原則として関与すべきことは、ある意味で当然とも考えられるが、このような事態の解決に際しては、担任教諭の持つ情報を共有しつつ、学校としての一貫した対応を行うべきであると考えられる。また、本件においてX2が行ったとされる、授業を中断させて抗議する等の行動については、教育機関としての学校の基本的な機能を著しく損なう恐れが高いことは明らかであり、本件傷害事件の対応とは別に、毅然とした態度で臨むべきであるように思われる。